

障がい者・障がい児
福祉のしおり

[令和5年度版]



このしおりは、障がいのある方の福祉サービスを中心に作成しました。個人の障がいの部位又は程度により該当しないこともあります。ご不明な点やご意見等がありましたら、お気軽にご相談ください。

東 御 市 福 祉 事 務 所

目 次

1 障がい者の相談窓口	1
公共相談機関	1
・障がい者(児)等(難病等含む)の福祉サービスについての相談	
・身体障がい者・知的障がい者についての相談	
・精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担についての相談	
・精神障がいについての相談	
・18歳未満の方についての児童相談・判定・指導(施設入所・その他)	
・特定疾患医療についての相談	
・介護保険についての相談	
・後期高齢者医療制度についての相談	
・税金の相談	
・年金の相談	
・職業相談	
その他の相談機関	2
・民生・児童委員協議会	
・上小圏域障害者総合支援センター	
・上小圏域成年後見支援センター	
・ろうあ者の方の相談	
・家庭児童相談員、女性相談員、母子父子自立支援員	
2 医療	3
(1) 福祉医療(重度心身障がい者・児)	3
(2) 後期高齢者医療制度	
(3) 自立支援医療(更生・育成・精神)	4
(4) 小児慢性特定疾病医療助成制度	
(5) 国が指定する難病医療助成制度	5
(6) 難病	

3 手当・年金	——8
(1) 特別児童扶養手当	8
(2) 障害基礎年金	
(3) 障害厚生年金	9
(4) 障害手当金	
(5) 特別障害者手当	
(6) 障害児福祉手当	10
(7) 重度心身障がい者家庭介護慰労給付金	
(8) 長野県心身障害者扶養共済制度	11
(9) 児童扶養手当	12
(10) 特定疾患患者通院費補助金	
(11) 東御市重度心身障がい児年金（特別児童年金）	
(12) 東御市内温泉入湯券補助	
4 補装具・日常生活用具	——13
(1) 補装具費の交付・修理	13
(2) 日常生活用具の給付・貸付	
5 各種奉仕員等の派遣	——13
(1) 手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣	
(2) 点訳・朗読奉仕員の派遣	14
6 住宅	——14
(1) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助	
(2) 公営住宅への入居（県営・市営）	
7 交通・移動支援	——15
(1) 鉄道運賃の割引	15~16
(2) 鉄道運賃シッピング倶楽部	17
(3) バス運賃割引	
(4) 航空運賃の割引(国内線のみ)	18
(5) タクシー運賃の割引	
(6) 障がい者等タクシー利用料金助成(市単独事業)	
(7) 福祉有償運送サービス（自家有償運送）	19
(8) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	
(9) 自動車改造費の助成	20
(10) 自動車運転免許取得の助成	
(11) 駐車禁止規制の適用除外	
(12) 補助犬飼育費補助	
(13) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度	21~22
(14) 移送サービス	23

8 福祉資金貸付 —24

9 情報の提供等 —25

- (1) 市報「とうみ」、社協報 25
- (2) 図書館貸出
- (3) 「広報ながのけん」の発行
- (4) 点字図書等の貸出
- (5) 字幕入りビデオカセットの貸出
- (6) 防災情報の携帯電話へのメール配信
- (7) NHK受信料の免除 26
- (8) NTT 無料電話番号案内
- (9) インターネットによる情報提供
- (10) 青い鳥郵便葉書の無料配布
- (11) 点字郵便物等の無料扱い 27
- (12) 携帯電話の割引サービス

10 税金 —28

国税

- (1) 所得税に関する障がい者の所得控除 28
- (2) 医療費控除
- (3) 利子等の非課税(障害者マル優)
- (4) 相続税に関する障がい者の控除 29
- (5) 贈与税の非課税

地方税：県税 市町村民税に関する控除

- (1) 市県民税に関する障がい者控除
- (2) 自動車税種別割・環境性能割・軽自動車税種別割 30~31

11 障がい福祉サービス —32

- ・東御市 障がい福祉サービス利用の流れ 34~35

12 障がい者・児関連団体、親の会等 —36

1 障がい者の相談窓口

『どこへ相談したらよいか』

障がいのある方の施設入所や生活・医療の相談を受付けています。

公共相談機関

相談内容	相談先機関名	住所及び電話・FAX
障がい者(児)等(難病等含む)の福祉サービスについての相談 ①手帳交付 ②在宅福祉 ③施設入所 ④その他	東御市福祉事務所 (福祉援護係)	東御市鞍掛197 電話 0268-64-8880(代) ..0268-64-8884(直通) FAX 0268-64-8880
身体障がい者・知的障がい者についての相談	18歳未満 子どもサポートセンター	東御市県281-2 電話 0268-71-0450 FAX 0268-63-2022
精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担についての相談		
精神障がいについての相談	東御市役所 (健康保健課)	東御市鞍掛197 電話 0268-64-8882(代) FAX 0268-64-8880
	18歳未満 子どもサポートセンター	東御市県281-2 電話 0268-71-0450 FAX 0268-63-2022
	上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課)	上田市材木町1-2-6(上田合同庁舎) 電話 0268-25-7123(代) FAX 0268-23-1973
18歳未満の方についての児童相談・判定・指導(施設入所・その他)	佐久児童相談所	佐久市岩村田3152-1 電話 0267-67-3437 FAX 0267-67-3449
特定疾患医療についての相談	上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課)	上田市材木町1-2-6(上田合同庁舎) 電話 0268-25-7123(代) FAX 0268-23-1973
介護保険についての相談	東御市福祉事務所 (高齢者係)	東御市鞍掛197 電話 0268-64-8888(代) FAX 0268-64-8880
後期高齢者医療制度についての相談	東御市役所 (市民課国保年金係)	東御市県281-2 電話 0268-75-8810 FAX 0268-63-6908
	長野県後期高齢者医療広域連合	長野市大字中御所 79-5 NOSAI 長野会館 2階 電話: 026-229-5320
税金の相談	市県民税 軽自動車税種別割・ 環境性能割(市税)	東御市役所 (税務課住民税係)
	自動車税種別割・ 環境性能割(県税)	東信県税事務所 上田事務所
	所得税 その他(国税)	上田税務署
		東御市県281-2 電話0268-62-1111(代) FAX 0268-63-6908
		上田市材木町1-2-6(上田合同庁舎) 電話 0268-23-1260 FAX 0268-25-7119
		上田市中央西2丁目6番22号 電話 0268-22-1234

年金の相談	国民年金	東御市役所 (市民課国保年金係)	東御市県281-2 電話 0268-75-8810 FAX 0268-63-6908
	厚生年金	小諸年金事務所 「旧 小諸社会保険事務所」	小諸市田町二丁目3-5 電話 0267-22-1080 FAX 0267-23-9311
相談内容		相談先機関名	住所及び電話・FAX
職業相談 (就職・雇用保険・その他)		上田公共職業安定所 (ハローワーク)	上田市天神2-4-70 電話 0268-23-8609 FAX 0268-23-9529
		上小圏域障害者総合支援センター(シェイク)	上田市中央3-5-1 電話 0268-27-2039 FAX 0268-27-4623

その他の相談機関

民生・児童委員協議会	<p>民生委員は児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者などの援護を必要としている方々の相談、指導、調査などを行います。</p> <p>(事務局)東御市福祉事務所 福祉推進係 東御市鞍掛197 電話:0268-64-8888 FAX 0268-64-8880</p>
上小圏域障害者総合支援センター	<p>身体・知的・精神・障がい者(児)の相談に対応する相談支援センターです。</p> <p>上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター 2F 電話 0268-28-5522 FAX 0268-28-5520</p>
上小圏域成年後見支援センター	<p>成年後見制度や権利擁護に関する相談に対応する支援センターです。</p> <p>上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター 1F 電話 0268-27-2091 FAX 0268-27-2500</p>
ろうあ者の方の相談	<p>手話通訳者を設置し、日常生活上の問題(結婚・家庭・職業等)について相談に応じます。</p> <p>東御市福祉事務所 福祉援護係 東御市鞍掛197 電話:0268-64-8884 FAX 0268-64-8880</p>
家庭児童相談員 女性相談員 母子父子自立支援員	<p>家庭における児童養育上の諸問題に関し、相談を受け、必要な指導をし、児童福祉の増進をはかるために相談に応じています。</p> <p>女性及び、母子父子家庭における諸問題の相談に応じます。</p> <p>東御市福祉事務所 福祉援護係 東御市鞍掛197 電話 0268-64-8884 FAX 0268-64-8880</p>

2 医 療

(1) 福祉医療（重度心身障がい者・児）

<p>内 容</p>	<p>保険診療で診療等を受けた場合の医療費の一部を給付します。福祉医療費の給付対象となる一部負担金のうち、1レセプト(診療報酬明細書)当たり500円の受給者負担金を差し引いた金額を給付します。</p> <p><手続き等> 制度を利用するためには、福祉医療費受給者証の交付を受ける必要があります。(給付対象となる方は、下記担当窓口で手続きをしてください。)</p> <p><医療費の給付の受け方> ① 医療機関・薬局の窓口で、福祉医療費受給者証を保険証と一緒に提示し、医療費の一部負担金を支払ってください。 (県外の医療機関を受診する場合は、医療機関・薬局の窓口で医療費の一部負担金を支払い、受診者名と簡単な診療内容が確認できる領収書を受け取ってください。その後、福祉医療費給付の申請をする必要があります。)</p> <p>② 医療費の一部負担金を支払ってから2、3ヶ月後に、ご指定の口座に福祉医療費給付金が振り込まれます。</p>
<p>対象者</p>	<p>下記の内、義務教育を終了した方で、いずれかの認定を受けている方 ※高校3年生までは、児童として福祉医療の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1、2、3級 ・療育手帳 A1、A2、B1、B2 ・精神保健福祉手帳 1、2、3級(3級の方は通院費のみ) ・国民年金施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方 (身体障害者手帳4級をお持ちの方の一部) <p>【詳しくは窓口にお問合せください。】</p>
<p>窓 口</p>	<p>東御市福祉事務所 (福祉推進係) 0268-64-8888</p>

(2) 後期高齢者医療制度

<p>内 容</p>	<p>75歳の誕生日から加入します。また65歳以上の方で一定以上の障がいがある方は加入することができます。</p> <p><手続き等>75歳未満の方が加入を希望する場合は、届出が必要です。</p> <p>【下記の窓口にお問合せください。】</p>
<p>対象者</p>	<p>下記の内、いずれかの認定を受けている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1、2、3級 ・身体障害者手帳・国民年金施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方 (身体障害者手帳4級のうち音声・言語・そしゃく障害と下肢障害 1・3・4号) ・療育手帳 A1、A2 ・精神保健福祉手帳1、2級
<p>窓 口</p>	<p>東御市役所 (市民課国保年金係) 0268-75-8810</p>

(3) 自立支援医療（更生・育成・精神）

区分	更生医療（18歳以上） 育成医療（18歳未満）	精神通院医療
内容	<p>身体上の障がいの除去や、程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。</p> <p>医療費は所得状況によって、自己負担上限額が設定されます。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>■給付対象となる疾患 (障がいと関連のある医療) (例)</p> <p>①一般障がい 肢体不自由(人工股関節置換術、股関節形成術等)</p> <p>②心臓障がい(大動脈弁置換術・相帽弁形成術・冠動脈バイパス術・欠損孔のパッチ閉鎖術等)</p> <p>③腎臓障がい(人工透析・腎移植術等)</p>	<p>精神の疾患による通院に要する医療費の一部を公費負担します。医療費の自己負担は原則10%となります。</p> <p>また、収入額や市町村民税の課税額に応じて月の上限額が設定されます。</p> <p>※再認定の手続きは、有効期限終了月の3カ月前から行うことができます。 (2年に1度診断書の提出が必要です)</p> <p>※東御市国民健康保険に加入の方は自己負担も市が負担するため無料となります。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者 ・聴覚障がい者 ・平衡、音声言語 そしゃく機能障がい者 ・心臓機能障がい者 ・小腸機能障がい者 ・免疫機能障がい者 ・視覚障がい者 ・腎臓機能障がい者 ・肝臓機能障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の病気のため通院し、医療を受ける者 ・対象疾患 うつ病、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、アルコール依存、統合失調症、アルツハイマー型認知症、高次脳機能障害、知的障害、広汎性発達障害、アスペルガー障害、てんかん など
窓口	東御市福祉事務所（福祉援護係）	0268-64-8884

(4) 小児慢性特定疾病医療助成制度

内容	<p>県知事が指定した医療機関(薬局、訪問看護ステーション含む)において当該疾病に係る治療の医療費が助成されます。</p>			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる対象疾患に、罹患している18歳未満の児童。 ・所得に応じた自己負担があります。 <p><対象疾患群></p>			
	疾患区分		疾患区分	
	1	悪性新生物	9	血液疾患
	2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
	3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
	4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
	5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
	6	膠原病	14	皮膚疾患
	7	糖尿病	15	骨系統疾患
	8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患
<p>・詳しい情報は小児慢性特定疾病情報センターHP http://shouman.jp/からご覧いただけます。</p>				
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・上田保健福祉事務所（健康づくり支援課）0268-25-7123 			

(5) 国が指定する難病医療助成制度

内 容	国が指定した次の対象疾患で保険給付の対象となった医療費自己負担分(一部患者負担有)を公費で負担します。 ※令和元年7月1日現在の対象疾患は 333疾病(下記及び、P6~P7 表の指定難病)
窓 口	上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課) 0268-25-7123

(6) 難病

内 容	難病患者及びその家族に対し、難病に関する医療相談、生活相談など疾病に対する正しい理解やその支援について相談を受けます。 ・詳しい情報は 難病情報センター HP http://www.nanbyou.or.jp/ からご覧いただけます。
窓 口	(医療相談) : 上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課) 0268-25-7123 (生活相談) : 東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884 18歳未満 子どもサポートセンター 0268-71-0450

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から医療費助成を開始)

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	36	表皮水疱症
2	筋萎縮性側索硬化症	37	膿疱性乾癬(汎発型)
3	脊髄性筋萎縮症	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
4	原発性側索硬化症	39	中毒性表皮壊死症
5	進行性核上性麻痺	40	高安動脈炎
6	パーキンソン病	41	巨細胞性動脈炎
7	大脳皮質基底核変性症	42	結節性多発動脈炎
8	ハンチントン病	43	顕微鏡的多発血管炎
9	神経有棘赤血球症	44	多発血管炎性肉芽腫症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
11	重症筋無力症	46	悪性関節リウマチ
12	先天性筋無力症候群	47	パージャール病
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	49	全身性エリテマトーデス
15	封入体筋炎	50	皮膚筋炎/多発性筋炎
16	クローウ・深瀬症候群	51	全身性強皮症
17	多系統萎縮症	52	混合性結合組織病
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	53	シェーグレン症候群
19	ライソゾーム病	54	成人スチル病
20	副腎白質ジストロフィー	55	再発性多発軟骨炎
21	ミトコンドリア病	56	ペーチェット病
22	もやもや病	57	特発性拡張型心筋症
23	プリオン病	58	肥大型心筋症
24	亜急性硬化性全脳炎	59	拘束型心筋症
25	進行性多巣性白質脳症	60	再生不良性貧血
26	HTLV-1関連脊髄症	61	自己免疫性溶血性貧血
27	特発性基底核石灰化症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
28	全身性アミロイドーシス	63	特発性血小板減少性紫斑病
29	ウルリッヒ病	64	血栓性血小板減少性紫斑病
30	遠位型ミオパチー	65	原発性免疫不全症候群
31	ベスレムミオパチー	66	IgA腎症
32	自己食空胞性ミオパチー	67	多発性嚢胞腎
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	68	黄色靭帯骨化症
34	神経線維腫症	69	後縦靭帯骨化症
35	天疱瘡	70	広範脊柱管狭窄症

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から医療費助成を開始)

番号	病名	番号	病名
71	特発性大腿骨頭壊死症	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
72	下垂体性ADH分泌異常症	142	ミオクロニー欠伸てんかん
73	下垂体性TSH分泌亢進症	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
74	下垂体性PRL分泌亢進症	144	レノックス・ガストー症候群
75	クッシング病	145	ウエスト症候群
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	146	大田原症候群
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	147	早期ミオクロニー脳症
78	下垂体前葉機能低下症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
80	甲状腺ホルモン不応症	150	環状20番染色体症候群
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	151	ラスマツセン脳炎
82	先天性副腎低形成症	152	PCDH19関連症候群
83	アジソン病	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
84	サルコイドーシス	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
85	特発性間質性肺炎	155	ランドウ・クレフナー症候群
86	肺動脈性肺高血圧症	156	レット症候群
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	157	スタージ・ウェーバー症候群
88	慢性血栓性肺高血圧症	158	結節性硬化症
89	リンパ管筋腫症	159	色素性乾皮症
90	網膜色素変性症	160	先天性魚鱗癬
91	バッド・キアリ症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
92	特発性門脈圧亢進症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
93	原発性胆汁性胆管炎	163	特発性後天性全身性無汗症
94	原発性硬化性胆管炎	164	眼皮膚白皮症
95	自己免疫性肝炎	165	肥厚性皮膚骨膜炎
96	クローン病	166	弾性線維性仮性黄色腫
97	潰瘍性大腸炎	167	マルファン症候群
98	好酸球性消化管疾患	168	エーラス・ダンロス症候群
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	169	メンケス病
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	170	オクシビタル・ホーン症候群
101	腸管神経節細胞減少症	171	ウィルソン病
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	172	低ホスファターゼ症
103	CFC症候群	173	VATER症候群
104	コステロ症候群	174	那須・ハコラ病
105	チャージ症候群	175	ウィーバー症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	176	コフィン・ローリー症候群
107	若年性特発性関節炎	177	ジュベール症候群関連疾患
108	TNF受容体関連周期性症候群	178	モワット・ウィルソン症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群	179	ウイリアムズ症候群
110	ブラウ症候群	180	ATR-X症候群
111	先天性ミオパチー	181	クルーゾン症候群
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	182	アペール症候群
113	筋ジストロフィー	183	ファイファー症候群
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	184	アントレー・ピクスラー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	185	コフィン・シリス症候群
116	アトピー性脊髄炎	186	ロスモンド・トムソン症候群
117	脊髄空洞症	187	歌舞伎症候群
118	脊髄膜腫	188	多脾症候群
119	アイザックス症候群	189	無脾症候群
120	遺伝性ジストニア	190	鰓耳腎症候群
121	神経フェリチン症	191	ウェルナー症候群
122	脳表ヘモジデリン沈着症	192	コケイン症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	193	ブラダー・ウィリ症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	194	ソトス症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	195	ヌーナン症候群
126	ペリー症候群	196	ヤング・シンブソン症候群
127	前頭側頭葉変性症	197	1p36欠失症候群
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	198	4p欠失症候群
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	199	5p欠失症候群
130	先天性無痛無汗症	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
131	アレキサンダー病	201	アンジェルマン症候群
132	先天性核上性球麻痺	202	スミス・マガニス症候群
133	メビウス症候群	203	22q11.2欠失症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	204	エマヌエル症候群
135	アイカルディ症候群	205	脆弱X症候群関連疾患
136	片側巨脳症	206	脆弱X症候群
137	限局性皮質異形成	207	総動脈幹遺残症
138	神経細胞移動異常症	208	修正大血管転位症
139	先天性大脳白質形成不全症	209	完全大血管転位症
140	ドラベ症候群	210	単心室症

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から医療費助成を開始)

番号	病名
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性腹性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	システロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイクロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症

番号	病名
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膀胱炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケト-シス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

3 手当・年金

(1) 特別児童扶養手当

内 容	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいの20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は扶養義務者に支給されます。 ただし、所得制限があります。 ・手当の額(月額)				
	特別児童扶養手当	<table border="1"> <tr> <td>1級重度 (障がい児一人につき)</td> <td>53,700円</td> </tr> <tr> <td>2級中度 (障がい児一人につき)</td> <td>35,760円</td> </tr> </table>	1級重度 (障がい児一人につき)	53,700円	2級中度 (障がい児一人につき)
1級重度 (障がい児一人につき)	53,700円				
2級中度 (障がい児一人につき)	35,760円				
窓 口	・支給月 年3回支給 4・8・11月 子どもサポートセンター (子ども政策係) 0268-64-5814				

(2) 障害基礎年金

内 容	国民年金に加入している人が、怪我や病気のため仕事や日常生活などが著しく制限を受ける状態になった時受けられます。 ・受給年金額(年額)(R5. 4~) ◎1級 993,750円(月82,812円) 2級 795,000円(月66,250円) ◎18歳未満の子(障がい者である場合は20歳未満)がいる場合には次の額が加算されます。 1人目及び2人目の子 1人につき 年額 228,700円 3人目以降の子 1人につき 年額 76,200円
対象者	①国民年金に加入している間に初診日があること ※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。 ②保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ③障害認定日または20歳に達したときに、一定の障がいの状態にあること
窓 口	・小諸年金事務所 「旧 小諸社会保険事務所」 0267-22-1080 ・東御市役所 (市民課国保年金係) 0268-75-8810

※年金の加入状況により個人差があります。まずは小諸年金事務所へお問い合わせください。

(3) 障害厚生年金

内 容	<p>厚生年金の被保険者が、怪我や病気のため仕事や日常生活などが制限されるようになった時、基礎年金に障害厚生年金を上乗せして支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給年金額(年額)(R5. 4～) <ul style="list-style-type: none"> 1級 基礎年金+報酬比例の年金額×1.25(+配偶者加給年金額228,700円) 2級 基礎年金+報酬比例の年金額×1.0(+配偶者加給年金額228,700円) 3級 報酬比例の年金額×1.0(基礎年金なし) 最低保障額 596,300円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①厚生年金に加入している間に初診日があること ②初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること ③障害認定日に、一定の障がいの状態にあること
窓 口	小諸年金事務所 「旧 小諸社会保険事務所」 0267-22-1080

(4) 障害手当金(厚生年金)

内 容	<p>厚生年金の被保険者が、障害厚生年金に該当するよりも軽い障がいが残った時は、障害手当金(一時金)を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当金の額(R5. 4～) <ul style="list-style-type: none"> 報酬比例の年金額×2 (一時金最低保障額 1,192,600円)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①厚生年金に加入している間に初診日があること ②初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること ③一定の障がいの状態にあること
窓 口	小諸年金事務所 「旧 小諸社会保険事務所」 0267-22-1080

(5) 特別障害者手当

内 容	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。</p> <p>ただし、病院・診療所へ3ヵ月以上入院している又は施設へ入所した場合は資格喪失となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当の額(月額) <ul style="list-style-type: none"> 27,980円 ・支給月 年4回支給 <ul style="list-style-type: none"> 2・5・8・11月
対象者	<p>下記の障がい重複する者又はそれと同程度以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい1級2級の一部及び下肢3級の一部 ・知的障がいIQ20未満 ・重度の精神障がいがある者 <p>※所得制限あり ※手当の認定に身体障害者手帳の有無、年齢要件はありません。</p>
窓 口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884

(6) 障害児福祉手当

内 容	日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。 ・手当の額(月額) 15,220円 ・支給月 年4回支給 2・5・8・11月
対象者	身体障がい1級及び2級の一部、知的障がいIQ20未満、重度の精神障がいがある児童 ※所得制限あり ※手当の認定に身体障害者手帳の有無、年齢要件はありません。
窓 口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884

(7) 重度心身障がい者家庭介護慰労給付金

内 容	在宅の重度心身障がい者と同居し、6ヶ月以上介護している方の労をねぎらい、激励するため介護慰労金を支給する制度です。 ・対象者の方には、在宅重度心身障がい者介護慰労金支給申請書を11月に送付しますので、提出してください。 支給額(年額) 50,000円
対象者	市内に住所を有し、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給要件に該当する方、又はこれと同等以上の障がいを有する在宅の3歳～65歳未満の方を11月1日を基準日とし、その1年間に6ヶ月以上重度心身障がい者と同居し介護していた方に支給されます。
窓 口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884

(8) 長野県心身障害者扶養共済制度

<p>内 容</p>	<p>障がい者を養育する保護者(加入者)が死亡したとき又は重度の障がい者となったとき、残された障がい者に年金を支給する制度です。</p> <p>①加入口数 心身障がい者1人につき、2口までです。</p> <p>②年金額(月額) 1口加入 20,000円(年24万円) 2口加入 40,000円(年48万円)</p> <p>③給付要件 加入者が死亡又は重度の障がいとなったとき。</p> <p>* 年金は、心身障がい者の生涯に渡って支給されます。</p> <p>■ 掛 金 (令和5年4月現在) 一口当たりの掛金額は下記のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="368 667 1034 1059"> <thead> <tr> <th>加入者となった時の年齢区分</th> <th>1口掛金月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満の者</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満の者</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満の者</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満の者</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満の者</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満の者</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の者</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 掛金の免除 加入者が65歳(4月1日現在)以降最初に到達する加入応当月に達し、かつ継続して20年以上加入した場合は、その後の掛金が免除されます。</p> <p>■ 掛金の減額及び補助 加入者の所得状況により、掛金の減額(県)掛金の半額を市が補助する制度があります。</p>	加入者となった時の年齢区分	1口掛金月額	35歳未満の者	9,300円	35歳以上40歳未満の者	11,400円	40歳以上45歳未満の者	14,300円	45歳以上50歳未満の者	17,300円	50歳以上55歳未満の者	18,800円	55歳以上60歳未満の者	20,700円	60歳以上65歳未満の者	23,300円
加入者となった時の年齢区分	1口掛金月額																
35歳未満の者	9,300円																
35歳以上40歳未満の者	11,400円																
40歳以上45歳未満の者	14,300円																
45歳以上50歳未満の者	17,300円																
50歳以上55歳未満の者	18,800円																
55歳以上60歳未満の者	20,700円																
60歳以上65歳未満の者	23,300円																
<p>対象者</p>	<p>■ 身体障がい者 (1～3級) ■ 知的障がい者 ■ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で上記と同程度の障がいと認められるもの ■ 上記の保護者で、長野県内に住所を有し、特別の疾患又は障がいを有していない65歳未満の者</p>																
<p>窓 口</p>	<p>・県…障がい者支援課 026-235-7104 ・市…東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884</p>																

(9) 児童扶養手当

内容	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭に支給される手当です。 (R5. 4~) 月額 第1子 44,140円 第2子加算 10,420円 第3子以降加算 6,250円 ※所得により一部又は全部の支給制限あり 支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月の6回
対象者	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等であって、18歳到達の年度末(政令で定めているものに該当する障がい児については、20歳未満)までの児童を監護養育している者
窓口	東御市福祉事務所 (福祉推進係) 0268-64-8888

(10) 特定疾患患者通院費補助金

内容	国の難病対策に指定されている疾患、慢性腎不全で人工透析を受けている者で、治療のための通院に要する交通費に対し、その一部を補助します。 ① 申請方法 通院費支給認定申請書に 特定疾患の受給者証等を添付し申請してください。 ② 通院費の請求(年2回) (前期) 4月~9月の通院費請求書に病院の通院証明を受け提出してください。 (11月に支給) (後期) 10月~3月を上記同様に請求してください。(5月に支給)
対象者	・特定疾患医療受給者証・登録者証所持者(P5~7の疾患)・慢性腎不全者(人工透析者) ・ネフローゼ症候群 ・重症小児喘息
窓口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884

(11) 東御市重度心身障がい児年金(特別児童年金)

内容	① 特別児童扶養手当の該当児童を養育している者 ② 身体障がい者障がい程度等級表に掲げる1級から3級までの障がいを持つ 20歳未満の者を養育している者 児童1人あたり年1回 25,000円の支給
窓口	子どもサポートセンター 0268-71-0450

(12) 東御市内 温泉入湯券補助

内容	各種障害者手帳をお持ちの69歳以下の方でその年度の11月現在に東御市で各種手帳の交付を受けている方。 毎年12月上旬に郵送にて交付 ・5温泉(ゆらり館、ゆうふる Tanaka、明神館、御牧之湯、ホテルの湯)共通券 2枚
窓口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884

4 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の交付・修理

内容	<p>身体障害者手帳を持っている人及び難病患者等の身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理にかかる費用の支給を受けることができます。</p> <p>なお、種目によっては、更生相談所等の機関で判定を受けることが必要となります。</p> <p>自己負担は原則10%ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。</p> <p>また、市町村民税非課税世帯は、自己負担が無料となります。</p>	
	種目	
	<p>義肢(義手・義足)、座位保持装置、装具(上肢・下肢・靴型・体幹)、車イス、電動車イス、歩行補助杖、歩行器、盲人用安全杖、眼鏡、義眼補聴器、座位保持具、起立保持具、頭部保持具</p> <p>※主な品目であり、詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせください。</p>	
対象者	<p>・身体障がい児・者</p> <p>・障害者総合支援法の対象疾病(難病等)358疾患 (P32,P33 参照)</p>	
窓口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884	

(2) 日常生活用具の給付・貸付

内容	<p>在宅の身体障がい児・者及び重度の知的障がい児・者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付(貸与)がされます。</p> <p>(障がい種別・等級・所得・限度額などによる制限あり)</p> <p>自己負担は原則10%ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。</p> <p>また、市町村民税非課税世帯は、自己負担が無料となります。</p>	
	種目	
	<p>ストマ用装具・頭部保護帽・尿管器・浴槽・特殊寝台・移動用リフト・特殊マット・入浴補助用具・歩行支援用具・特殊便器・携帯用会話補助装置・緊急通報装置・聴覚障がい者用通信装置・住宅改修費(居宅生活動作補助用具)</p> <p>※主な品目であり、詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせください。</p>	
対象者	<p>・在宅の身体障がい児・者</p> <p>・在宅の重度知的障がい児・者</p> <p>・障害者総合支援法の対象疾病(難病等)366疾患(巻末参考資料参照)</p> <p>※一部の種目に、施設入所の方も対象となるものがあります。</p>	
窓口	<p>東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884</p> <p>18歳未満:子どもサポートセンター (子ども政策係) 0268-64-5814</p>	

※ 補装具・日常生活用具の種目によっては、介護保険制度による福祉用具貸与、その他法律で給付等受けられる場合があります、その場合は、介護保険等が優先になります。(他法優先)

5 各種奉仕員等の派遣

(1) 手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣

内容	<p>聴覚障がい者等が病院、学校、公的機関に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳士(者)を派遣します。講演会等には要約筆記奉仕員を派遣します。</p>	
対象者	<p>・聴覚障がい者</p> <p>・音声・言語機能障がい者</p> <p>(対象となる方は身体障害者手帳を持っている方です)</p>	
窓口	東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884	

(2) 点訳・朗読奉仕員の派遣

内容	図書の点訳又は朗読、点字による相談文書の翻訳、点字又は朗読による回答文書の作成及び読書会や教育・文化活動などに派遣します。
対象者	重度の視覚障がい者
窓口	東御市福祉事務所（福祉援護係） 0268-64-8884

6 住宅

(1) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助

内容	<p>重度身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、住宅を整備する場合に補助します。</p> <p>①対象事業内容 浴室・台所・便所・洗面所等の整備</p> <p>②補助率 70万円を限度として、整備に要する経費の補助(1割は自己負担となります)</p> <p>③申請手続き等 用件等の審査のため、事前に福祉事務所にご相談ください *申請に際しては、整備前の写真、見積書、設計図書が必要となります</p>
対象者	<p>・申込者又は同居者が、1～6級の身体障害者手帳所持者で前年の所得税額が8万円以下の世帯。ただし、4～6級の方については独居者又は常時介護する者がいない者(障がい者が65歳未満の場合)</p> <p>*65歳以上の方は高齢者係へご相談ください</p>
窓口	東御市福祉事務所（福祉援護係） 0268-64-8884

(2) 公営住宅への入居(県営・市営)

内容	<p>長野県及び東御市では、生活の安定と社会福祉の増進を目的に、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給しています。</p> <p>障がい者等にあつては、障がいの程度によって本来認められていない単身での入居及び抽選の際での優先枠が設けられています。</p> <p>詳しい募集住戸及び入居資格等は窓口までお問い合わせください。</p>
窓口	<p>・県営・・・長野県住宅供給公社 上田管理センター 電話 0268-29-7010</p> <p>・市営・・・東御市役所（建設課住宅係）電話:0268-64-5882</p>

7 交通・移動支援

(1) 鉄道運賃の割引

①JR

身体障がい者及び知的障がい者(以下、「障がい者」といいます。)の方はJR線について次の割引が適用となります。

なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの)が必要となります。また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の求めがありましたらご呈示ください。

対象者	第1種障がい者とその介護者	第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合
割引対象乗車券類	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	普通乗車券
割引	50%		
備考	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

②しなの鉄道

「身体障害者手帳」または「療育手帳」所持者

割引対象乗車券類	対象	しなの鉄道線内	しなの鉄道線からJR線連絡運輸内まで	割引率
普通乗車券	1種	本人(単独)または本人+介助者	本人+ 介助者	50%
	2種	本人(単独)	—	
定期乗車券	1種	本人(単独)または本人+介助者	本人+ 介助者	
	2種	本人(単独)	—	
回数乗車券	1種	本人(単独)または本人+介助者	—	
	2種	本人(単独)	—	

「精神障害者福祉手帳」所持者

(しなの鉄道線内のみ割引となります。しなの鉄道線からJR線連絡運輸内までの乗車券には適用されません。)

割引対象乗車券類	対象		割引率
普通乗車券	1級	本人(単独)または本人+介助者	50%
	2級・3級	本人(単独)	
定期乗車券	1級	本人(単独)または本人+介助者	
	2級・3級	本人(単独)または12才未満の本人+介助者 (本人が通学定期の場合介助者は通勤定期扱い)	
回数乗車券	1級	本人(単独)または本人+介助者	
	2級・3級	本人(単独)	

しなの鉄道線内のみ割引可能なお客さまがJR線連絡運輸内までご乗車される場合は、しなの鉄道線内の割引乗車券をお求めいただき、JR線内の運賃はJR線の駅で精算して下さい。

例) 上田～長野までのご乗車

上田駅で各種手帳をご呈示いただき、上田～篠ノ井の割引乗車券を購入し、長野駅で篠ノ井～長野分を精算して下さい。

(2) 鉄道運賃ジパング倶楽部

特急券等の割引

内容	<p>特急券(新幹線・在来線)急行券、グリーン券、座席指定券 片道・往復又は連続のいずれかで201km以上 割引率 1回～3回まで20% 4回～20回まで30%(更新会員は初回からすべて30%割引) * 割引とにならない期間がありますのでご注意ください。 * 個室グリーン券、及び新幹線「のぞみ・みずほ」は割引になりません。 * 年会費1400円</p>
対象者	<p>身体障害者手帳所持者で、長野県身体障害者福祉協会会員(東御市身体障害者福祉協会会員)のうち、60歳以上男性及び55歳以上の女性</p>
問合せ/申込先	<p>社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 〒380-0928 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内5階 電話:026-228-0317 FAX:026-228-8006</p>

(3) バス運賃割引

内容	区分	適用範囲	割引率
	普通乗車券	単独で乗車する場合	各会社へお問い合わせください
		介護者とともに乗車する場合	
	定期乗車券	単独で乗車する場合	各会社へお問い合わせください
		介護者とともに乗車する場合	
貸切バス	障がい者及び介護者の団体利用		
対象者	<p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、所持者 ②指定救護施設入所者で、その施設の代表者の発行する割引証の提出者 ただし、介護者の必要性の認定については、各会社(又は運転手)の判断によります。</p>		
手続	<p>手帳を乗車券販売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。</p>		

※精神保健福祉手帳をお持ちの方へのバス運賃割引制度につきましては、事業者により内容が異なりますので、詳細につきましてはご利用のバス運営会社へお問い合わせください。

※高速バス等の割引の詳細につきましてはご利用のバス運営会社へお問い合わせください。

(4) 航空運賃の割引(国内線のみ)

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が、国内航空を利用する場合に航空運賃が割引になります。 ・各航空会社が国内線の路線ごとに割引率を設定しています。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。
対象者	各航空会社のより対象者が異なります。
手 続	旅券購入時に呈示する等、各航空会社にお問い合わせください。

(5) タクシー運賃の割引

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの運賃の10%が割引になります。(時間制運賃を含む) ・相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象となります。 ・迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です。
対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
手 続	料金精算の際に運転者に手帳を呈示してください。

(6) 障がい者等タクシー利用料金助成 (市単独事業)

障がい者、難病に該当する者及び、人工透析患者を対象に障がい者等タクシー利用料金助成券(タクシー券)を交付し、料金の一部を扶助します。

内 容	<p>1枚 700円を、年間最高24枚(交付月から年度末までの月数×2枚)交付します。 (視覚3級、4級の方は年間12枚となります)</p> <p>タクシー券は東御市内に事業所があるタクシー会社(R5年4月現在)</p> <p>※(有)カクマハイヤー (TEL 0268-67-2115)</p> <p>※しげのまつバタクシー(有) (TEL 0268-62-0422) で使用できます。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当する方で、社会福祉施設入所者及び自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1級・2級の方 ② 身体障害者手帳(視覚)3級・4級の方 ③ 療育手帳 A1・A2の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ⑤ 腎臓機能障害により人工透析を受けている方 ⑥ 難病に該当する方 (詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせください)
問合せ/申込先	東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884

(7) 福祉有償運送サービス(自家用有償運送)

内容	バス等の公共交通機関を利用しての移動することが困難な障がい者を対象にした、社会福祉法人などの団体による、外出・移動の支援を行うサービスです。
対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 みまき福祉会 東御市布下6-1 (電話 0268-61-6001) ・特定非営利活動法人 わっこ自立福祉会 上田市保野830-1 (電話 0268-39-4568) ・特定非営利活動法人 ヒューマンネットながの上田ステーション 上田市材木町1-9-15小幡ビル2F (電話 0268-29-0677)
問合せ/申込先	利用方法、料金等詳細については、各事業者にお問い合わせください。

(8) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳 第1種 をお持ちの方 療育手帳 A1 A2 をお持ちの方
自動車の範囲	障がい者本人又は親族等(※1)が所有する車(1台に限る・営業用を除く) ※1 親族等⇒配偶者、祖父母・父母・子・孫及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の有無は問いませんが、別居の場合障がい者本人との関係がわかる書類(戸籍 謄本等)が必要になります 令和5年3月27日より自動車の登録をしなくても割引の申請ができるようになりました (ETCは利用できません)	
割引率	50%以内	
手続	あらかじめ福祉事務所において、手帳に自動車登録番号等の記載があるシールの貼付 手続きが必要です。手続きには手帳と車検証(※2)、障がいをお持ちの方が運転する場 合は運転免許証などが必要となります。 料金所において手帳に貼付したシールを呈示していただくことで、割引となります。 ※2 所有者の記載がない車検証の場合は、「登録事項等通知書」、「自動車検査証記録事 項」等の書類を添付してください。 ETCノンストップ走行をご利用される場合は、上記の手続きに必要なもののほかにETC カード(原則手帳所持者本人名義)及び登録車に取り付けられたETC車載器の管理番 号が確認できる書類(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)が必要になります。	
窓口	東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884	

※申請に必要なもの

- ① 車検証
- ② 免許証…2種の方は障害者手帳をお持ちの方の免許証を必ず持参してください。
- ③ 障害者手帳
- ④ 本人名義のETCカード(ETC利用の場合のみ)
- ⑤ ETC車載器の番号のわかるもの(ETC利用の場合のみ)

詳しくは窓口へお問い合わせください。

(9) 自動車改造費の助成

内容	重度の肢体不自由者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します
対象者	次の要件を全て満たすことが必要です。 ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級又は2級の者で社会参加が見込まれる者 ② 在宅で生活している者 ③ 前年の所得税が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	改造に要する経費の10/10以内(ただし10万円が限度額)
手続	・事前にご相談ください。(要件等を審査させていただきます。) ・申請には、次の書類が必要となります。 身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し、見積書、改造前の写真
窓口	東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884

(10) 自動車運転免許取得の助成

内容	自動車の運転免許を取得しようとする障がい者に対し、取得費用の一部を助成します。
対象者	次の要件を全て満たすことが必要です。 ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が聴覚機能障がい、平衡機能障がい、音声機能障がい、言語機能障がいの1~4級までの者 ② 肢体不自由者にあつては、身体の障害程度に応じた補助手段を講じた自動車を使用しなければ免許の取得が困難である場合に、その取得費の一部を助成することにより社会参加が見込まれる者 ③ 在宅で生活している者 ④ 前年の所得税の額が、15万円以下の世帯に属する者
助成額	取得費の2/3以内(ただし、10万円が限度額)
手続	事前にご相談ください。
窓口	東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884

(11) 駐車禁止規制の適用除外

内容	歩行の困難な身体障がい者の運転する自動車に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。
対象者	身体障害者手帳(主に3級以上・下肢不自由は4級以上)、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 ※詳しくは警察署にお問い合わせください。
窓口	住所地を管轄している警察署の交通課

(12) 補助犬飼育費補助

内容	補助犬の飼育等に要する経費を補助犬1頭につき月額3,000円を補助します。
対象者	① 聴覚障がい者で聴導犬を使用する者 ② 視覚障がい者で盲導犬を使用する者 ③ 肢体不自由者で介助犬を使用する者 ※東御市内に住所を有する者
窓口	東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884

(13) 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

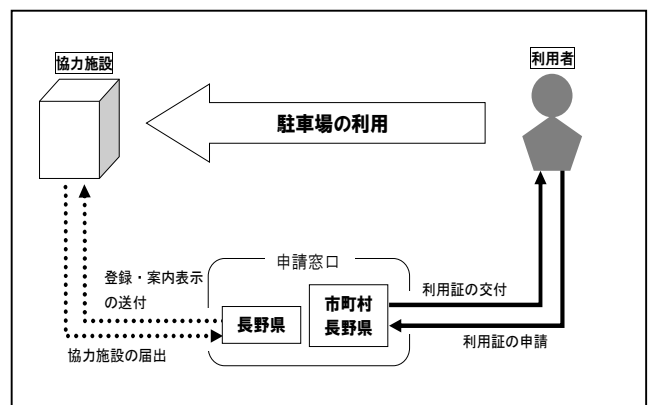
〈利用証の種類・利用できる駐車場〉

利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。利用証は、この制度に賛同する協力施設の専用案内表示のある駐車区画で利用できます。

	利用証	優先駐車区画	案内板
車いす使用者		 車いす使用者優先駐車区画 (既存の車いすマークの駐車区画)	
車いす使用者以外 (障がい者等優先 駐車区画)		 障がい者等優先駐車区画 (既存の出入口付近の通常区画)	

■ 利用証交付申請の受付窓口と交付の流れ

利用証の交付申請は、県庁及び県保健福祉事務所のほか、市町村窓口でも受け付けます。窓口で申請をおこなう場合は、原則、利用証を即時交付します。(申請内容の確認に時間を要する場合は、後日交付する場合があります。)



利用証の交付対象者・有効期間

区分		交付基準	有効期間		
1 身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳	発行の日から5年以内		
	聴覚障がい				
	ろうあ				
	平衡機能障がい				
	肢体不自由			上肢	
				下肢	
				体幹	上肢機能
					移動機能
	脳原性				
	心臓機能障がい				
	腎臓機能障がい				
	呼吸器機能障がい				
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい				
	小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい					
肝臓機能障がい					
2 知的障がい者	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者				
3 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳が1級の者				
4 発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者				
5 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者				
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内			
7 妊産婦	母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間			
8 その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内（最長で発行の日から1年以内）			

	持ち物	窓口
<p>窓口での申請</p> <p>※原則、即時交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい等の状況がわかる書類（身体障害者手帳等） 代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証をお持ち下さい。 	<p>東御市福祉事務所（福祉援護係）</p> <p>0268-64-8884</p>
<p>郵送による申請</p> <p>※1～2週間程度で交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書（長野県ホームページからダウンロード） 障がい等の状況がわかる書類の写し（身体障害者手帳等の写し） 返信用の140円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封して下さい。） 	<p>〒380-8570</p> <p>長野市大字南長野字幅下 692-2</p> <p>長野県健康福祉部地域福祉課</p> <p>地域支援係</p>

(14) 移送サービス

<p>内容</p>	<p>医療機関への通院、社会参加その他移動のために利用した福祉タクシーに運賃の1/2に相当する額を助成します。</p> <p>【移送範囲】 東御市、上田市、長和町、青木村、小諸市、佐久市及び立科町、かつ、7 発地又は着地のいずれかが東御市となるもの。</p> <p>【移送回数】 1月あたり片道 8回まで。</p> <p>【利用時間】 午前9時から午後5時まで。</p> <p>※なお、利用申し込みについては利用予定日の3日前に申し込みが必要です。</p>
<p>対象者</p>	<p>市内に住所を有し、日常生活において、自身のみ電車、バス等の公共機関を利用することが困難な者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 1級又は2級 ・知的障がい者 A1 又は A2 ・精神障がい者 1級
<p>窓口</p>	<p>東御市福祉事務所(福祉援護係) 0268-64-8884</p>



8 福祉資金貸付

生活福祉資金の貸付（身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・精神障がい者世帯）

次のとおり各種資金の貸付がありますが、貸付には要件を満たす必要があります。

福祉資金の種類	内容	貸付上限額	措置期間	償還期間
① 生業費	生業を営むのに必要な経費 (設備、原材料、車両等の購入費 や店舗作業所等の補修、改造、拡 張等)	4,600,000 円	6ヵ月 以内	20 年
② 技能習得費	技能習得に必要な経費及びその 期間中の生計するために必要な 経費	技能を習得する期間 6ヵ月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年程度 5,800,000 円		8 年
③ 技能習得支度費	就職、技能習得費等の支度に必 要な経費	500,000 円		3 年
④ 住宅改修等費	住宅の増改築、補修等及び公営 住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円		7 年
⑤ 住宅転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費、給排水 設備等の設置に必要な経費	500,000 円		3 年
⑥ 福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円		8 年
⑦ 障がい者 自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な 経費	2,500,000 円		8 年
⑧ 療養費	負傷又は疾病の療養に必要な経 費及びその療養期間中の生計を 維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えない場合は 1,700,000 円以内 ・1年を超え1年6ヵ月以内で あって世帯の自立に必要な時 は 2,300,000 円以内		5 年
⑨ 福祉サービス費	介護サービス、障害者サービス等 を受けるのに必要な経費及びその 期間中の生計を維持するために必 要な経費	福祉サービスを受ける期間が ・1年を超えない時は 1,700,000 円以内 ・1年を超え1年6ヵ月以内で あって、世帯の自立に必要な 時は 2,300,000 円以内		5 年
⑩ 災害援護費	災害を受けたことにより臨時に必 要となる経費	1,500,000 円以内		7 年
⑪ 冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円以内		3 年
⑫ 残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年 金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円以内		10 年
⑬ その他臨時経費	その他日常生活上一時的に必要な 経費	500,000 円以内		3 年
<p>※貸付利率は貸付資金の種類によって異なります。 ※延滞利率は年10.75%です。(最終償還期間を過ぎた延滞元金に対し) ※上記の他に、生活福祉資金には「教育支援資金・総合支援資金・緊急小口資金等」があります。</p>				
窓 口	東御市社会福祉協議会 電話:0268-62-4455 FAX:0268-64-5695			

9 情報の提供等

(1) 市報「とうみ」、社協報

内容	ボランティアが「市報 とうみ」及び「社協報」を録音し、『声のたより』として毎月発行しています。
対象者	重度視覚障がい者
窓口	東御市社会福祉協議会 0268-62-4455

(2) 図書館貸出

内容	図書館では、大活字本の貸出を行っております。
対象者	視覚障がい者
窓口	東御図書館 0268-64-5886

(3) 「広報ながのけん」の発行

内容	点字及びテープによる「広報ながのけん」を作成し、視覚障がい者の方に配布しています。
対象者	視覚障がい者
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会 026-227-5207 長野県社会福祉協議会・県企画振興部広報県民課

(4) 点字図書等の貸出

内容	点字図書・声の図書(テープ、CD)、CD 図書朗読機の貸出を行います
対象者	視覚障がい者
窓口	上田点字図書館 (〒386-0014 上田市材木町1-2-5 電話:0268-22-1975)

(5) 字幕入りビデオカセットの貸出

内容	字幕入り又は手話入りのビデオカセットの貸出を行います。
対象者	聴覚障がい者
窓口	・長野県聴覚障がい者情報センター 026-293-3530 ・長野県聴覚障害者協会 026-295-3612

(6) 防災情報の携帯電話へのメール配信

内容	東御市携帯メールマガジンを利用している方(携帯電話でメールマガジン配信サービス登録を行っている方)へは、市民の皆様に密着した情報をお知らせする方法として、「防災情報」をメール送信しています。 登録されたい方や内容を知りたい方は、東御市公式サイト(ホームページ)のトップページの「災害に備える」でご確認ください。 携帯電話メールマガジンのアドレスは、下記のとおりです。 「 tomi_jh@eml.city.tomi.nagano.jp 」
窓口	上記参照ください

(7) NHK 受信料の免除

内 容	<p><u>次に該当する場合、受信料が全額又は半額免除になります。</u></p> <p>『全額免除』 障がい者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合(同住所別世帯のご家族を含む) ※新しい年度の課税の状況により対象から外れる場合があります</p> <p>『半額免除』 次にあげるいずれかの障がいの程度である方が世帯主で受信契約者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚または聴覚の障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳をお持ちの方で、障害等級が1級又は2級の方 ・療育手帳をお持ちの方で重度(A1判定)の方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害等級が1級の方 ・重度の戦傷病者(第1款症)の方
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・東御市福祉事務所 (福祉援護係) 0268-64-8884 ・NHK長野放送局 電話 026-291-5200

(8) NTT 無料電話番号案内

内 容	<p>電話番号が無料で案内されます。 ※事前に登録が必要です。 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日及び年末年始を除く)</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(視覚1～6級・肢体不自由1～2級) ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
窓 口	NTT 東日本長野支店 電話:0120-10-4174

(9) インターネットによる情報提供

内 容	<p>障がい者に関する各種サービス等の情報をインターネットで提供しています。(福祉サービス・福祉機器情報・福祉マップ等)</p> <p>長野県庁ホームページ http://www.pref.nagano.jp/</p>
窓 口	県障がい者支援課 026-235-7103

(10) 青い鳥郵便葉書の無料配布

内 容	<p>青い鳥郵便葉書が無料配布されます。(20枚/年)</p> <p>方法:身体障害者手帳又は療育手帳を持参の上、お近くの郵便局で所定の手続きが必要となります。</p> <p>申込期間 毎年 4月1日～5月31日</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者(1級又は2級) 知的障がい者(A1又はA2)
窓 口	お近くの郵便局

(11) 点字郵便物等の無料扱い

内 容	点字郵便物、点字用紙及び視覚障がい者用記録物の郵便料金が無料になります。(速達、書留等の特殊取扱いは有料です。) (重度の視覚障がい者点字用紙及び視覚障がい者用記録物については日本郵便株式会社指定視覚障がい者施設の発受するものに限りです。)
対象者	視覚障がい者
窓 口	お近くの郵便局

(12) 携帯電話の割引サービス

内 容	携帯電話の基本使用料等が割引になります。詳しくは、各携帯電話事業者へお問い合わせください。
対象者	以下のものを所持している方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証
窓 口	各携帯電話会社の店舗へ

10 税金

国 税

(1) 所得税に関する障がい者の所得控除

内 容	詳しくは下記にお問合せください。
対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
窓 口	上田税務署 電話 0268-22-1234 (給与所得者の場合は勤務先の給与担当者)

※税務署での申告が不要の場合があります。

まずは東御市役所税務課住民税係 0268-62-1111 へお問い合わせください。

(2) 医療費控除

内 容	身体障がい者本人や生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。
控除対象費用	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 ① 寝たきりとなった者が使用するおむつで、その治療上必要と医師が証明する場合のおむつに係る費用(紙オムツの購入費用及び貸おむつの賃借料) ② 人工肛門又は尿路変向(更)のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ③ 医療系サービスと一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 ④ 介護福祉士による喀痰吸引等の費用
窓 口	【問合せ先】上田税務署 住所 長野県上田市中央西二丁目6番22号 電話 0268-22-1234
手 続	確定申告等が必要です。

※税務署での申告が不要の場合があります。

まずは東御市役所税務課住民税係 0268-62-1111 へお問い合わせください。

(3) 利子等の非課税(障害者マル優)

内 容	一定の手続きにより預け入れた郵便貯金・少額貯蓄及び購入した少額公債についてはそれぞれの制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。
対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 精神保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障がいを支給事由とする年金を受けている方 ⑤ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方
問合せ先	ゆうちょ銀行(郵便局)、各銀行、各証券会社等

(4) 相続税に関する障がい者控除

内容	相続人が障がい者である場合、相続税から一定額が控除されます。											
	等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級	左記以外	
	相続人	○	○					○		○		12万円*×85歳に達するまでの年数
			○	○	○	○		○		○	6万円*×85歳に達するまでの年数	
*平成27年1月1日以降相続開始については、それぞれ12万円→20万円 6万円→10万円に変更になります。												
対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者											
窓口	上田税務署											

(5) 贈与税の非課税

内容	特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。											
	等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		相続控除額
	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	左記以外	1級程度	左記以外	
	受益者	○	○					○		○		6,000万円
								○		○	3,000万円	
対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者											
窓口	信託銀行等											

地方税： 県税 市町村民税に関する控除

(1) 市県民税に関する障がい者控除

内容	詳しくは下記にお問合せください。
対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
窓口	東御市役所税務課住民税係 0268-62-1111

(2) 自動車税種別割・環境性能割・軽自動車税種別割

※ 障がい者が別表に該当する者であって、次の場合、自動車税(軽自動車税)種別割・環境性能割が申請により減免されます。

区分	所有者	運転者	使用要件
身体障がい者 (18歳以上)	身体障がい者本人	本人	身体障がい者本人が運転し使用
		同一生計者	身体障がい者の日常生活に使用するため、生計を一にする方が運転する
		日常的介護者	障がい者のみで構成される世帯の方を、日常的に介護する方が運転する
身体障がい者 (18歳未満)	同一生計者	同一生計者	身体障がい者の日常生活に使用するため生計を一にする方が運転する
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が運転し使用
		同一生計者	知的障がい者の日常生活に使用するため生計を一にする方が運転する
	知的障がい者本人	日常的介護者	障がい者のみで構成される世帯の方を日常的に介護する方が運転する
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が運転する
		同一生計者	精神障がい者の日常生活に使用するため生計を一にする方が運転する
	精神障がい者本人	日常的介護者	障がい者のみで構成される世帯の方を日常的に介護する方が運転する

※別表 自動車税、(軽自動車税)、環境性能割の減免制度が利用できる方は次のとおりです

身体障がい者	障がい等級		①内部障がいとは、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障がいのことです。 ②免疫障がいとは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです。 ③音声機能障がいは、喉頭摘出による場合に限りです。 ④2つ以上の障がい区分がある場合は、個々の障がい区分の程度等につき減免の対象となるかの判断になりますので、東信県税事務所上田事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。 ※自家用車・営業用を問わず、専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる身体障がい者輸送車又は入浴車を取得する場合は減免される制度があります。
	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合	
視覚	1, 2, 3, 4級	1, 2, 3, 4級	
聴覚	2, 3級	2, 3級	
平衡	3級	3級	
音声	3級	—	
上肢	1, 2級	1, 2級	
下肢	1, 2, 3, 4, 5, 6級	1, 2, 3級	
体幹	1, 2, 3, 5級	1, 2, 3級	
脳源性	上肢	1, 2級	1, 2級
	移動	1, 2, 3, 4, 5, 6級	1, 2, 3級
内部障がい	1, 3級	1, 3級	
肝臓機能障がい	1, 2, 3級	1, 2, 3級	
免疫機能障がい	1, 2, 3級	1, 2, 3級	
知的障がい者	総合判定 A1		
精神障がい者	1級		

(減免内容・申請期限等)

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者(18歳以上の身体障がい者は本人のみ。)が所有する自家用の自動車のうち1台に限ります。
減免税額	・環境性能割 250万円に税率を乗じて得た額(税率3%の場合は75,000円)まで ・自動車税 軽自動車税 45,000円(総排気量2ℓ超2.5ℓ以下の自家用自動車の税率)まで ※ エコカー減税、グリーン化特例の適用を受ける自動車の場合の限度額は、軽減率等を乗じて得た額
減免申請の期限	・4月1日現在で自動車を既に所有している者は、4月1日から納期限まで ・年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい者程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 ・自動車を登録した日から30日以内(登録時に申請することもできます。)
窓口	上記については概略ですので、詳細については 自動車税は東信県税事務所上田事務所(0268-23-1260) 軽自動車税は東御市税務課 0268-62-1111 までお問い合わせください。

- ※ 同一生計者の使用要件は障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの。
- ※ 知的、精神障がい者と18歳未満の身体障がい者の場合は手帳をお持ちの方、または生計を同一にする方が所有する自家用の自動車のうち1台に限ります。
- ※ 障がいのある方ご本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては実際に運転の確認をする場合があります。

障がいのある方が入院や施設に入所されているなど、障がいのある方のために自動車を使用していない場合は、減免の対象になりません。またその間に購入した自動車の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割についても、減免の対象になりません。

11 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用を希望する方は、申請が必要になります。なお、所得に応じて自己負担があります。

1. 訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事支援等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
2. 日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型＝雇用型、 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	日中活動系の障がい福祉サービスを経て一般企業に雇用された人に、一定期間、就労に伴い生じている課題解決に向け、企業への訪問や相談等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
3. 児童通所サービス	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	児童発達支援	通所利用の未就学の障がい児等に対する支援や、日常生活における基本的な動作の指導を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な児童に発達支援を提供します。
	放課後等デイサービス	在学中の障がい児等に対し、放課後や長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行います。
	保育所等訪問	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を、訪問により行います。

4. 居住系 サービス	自立生活援助	障がい者入所施設、グループホーム、精神科病院から地域での一人暮らしを始められた人が、自立した生活を営むために一定期間、定期的な訪問や相談等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	障害者支援施設での夜間 ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
5. その他	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し(モニタリング)などの支援を行います。
	地域移行支援	入所や入院などをされている方に、住居の確保、福祉サービスの見学・体験のための外出の同行支援、地域生活に移行するための相談などの支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしの障がいのある人に、夜間も含む緊急時の連絡や相談などの支援を行います。
	障害児相談支援	障がい児等の福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し(モニタリング)などの支援を行います。



東御市 障がい福祉サービス利用の流れ

1 初期相談(福祉課 福祉援護係・18歳未満:子どもサポートセンター/上小圏域障害者総合支援センター等)

・各機関はサービス利用のニーズの把握を行います。

2 サービス利用申請書の提出

- ・申請者は、障がい福祉サービス等に係る利用申請書を担当課に提出します。
- ・担当課は、計画相談支援の説明を行い、「サービス等利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。
申請者は、指定相談支援事業者を選択します。

※担当課は、申請に係る者が給付の対象となるかどうかを確認します。

ア 身体障がい者

身体障害者手帳

イ 知的障がい者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

ウ 精神障がい者

以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない)

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)

③ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)

⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること)等

エ 障がい児

① 障害者手帳

② 特別児童扶養手当等に係る診断書

③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市が対象となる障がいを有するか否かを確認する(臨床心理士による判定等)か、必要に応じ児童相談所等に意見を求めて確認する。障がいの有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障がいが想定され支援の必要性が認められればよいものとする。

オ 難病等(対象疾病(338疾病に該当する方) ※対象疾病一覧…P5~7

① 対象疾病に罹患していることがわかる証明書(特定疾患医療受給者証、診断書等)

3 「指定特定相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約を行います。
- ・「指定特定相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

4 担当課による調査

・担当課は、申請者に対し障害程度区分認定調査、概況調査、サービス利用の意向調査等を行います。

※東御市は障害程度区分認定調査を障害者総合支援センターに委託しています。

5 審査判定(介護給付費の場合)

・担当課は、障害程度区分認定等審査会に対し、障害程度区分の審査判定を依頼します。

・担当課は、審査会の判定を基に障害程度区分の認定を行います。

※児童の場合は行われません

6 「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の提出

※ケア会議が開かれ利用計画案の精査と確認がされます。

・申請者は、「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案」を担当課に提出します。

・併せて、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」を提出します。

7 児童相談所等の意見聴取

・児童の場合、担当課は必要に応じて、児童相談所等に意見を求めることがあります。

8 サービス支給決定

・担当課は、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。併せて、「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」等を申請者に交付します。

9 「サービス等利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

・「指定特定相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者と連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成し、申請者に交付します。

・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

10 サービス利用開始

・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」等を事業者に提示し、サービスを利用します。

11 モニタリング

・「指定特定相談事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。

※必要に応じ、ケア会議(支援会議)が開かれます。

12 障がい者・児関連団体、親の会等

名称	対象
東御市手をつなぐ育成会	知的障がい者とその家族
東御市身体障害者福祉協会	身体障がい者
東御市聴覚障害者協会	聴覚障がい者
東御市視覚障害ネットワークゆるり	視覚障がい者
陽だまりの会(精神障がい者家族会)	精神障がい者の家族
パステル・ポコ	摂食障がい者とその家族
はこべの会	障がい児の家族
ぴかそくらぶ	発達障がい児の家族

窓口 東御市福祉事務所(福祉援護係) TEL 0268-64-8884
 FAX 0268-64-8880
 18歳未満:子どもサポートセンター TEL 0268-71-0450
 FAX 0268-63-2022



編集・発行
2023年6月

東御市福祉事務所
福祉課 福祉援護係

〒389-0502 東御市鞍掛197
電話 0268-64-8884
FAX 0268-64-8880